

■学位論文内容要旨

# ヤングケアラーの支援の現状と課題に関する研究 ——スクールソーシャルワーカーへのヒアリング調査を通して——

横田 早苗江 (2021年度修了)

## 1 はじめに

最近の厚生労働省のHPにはヤングケアラーを法律上の定義はないが、「一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子ども」としており、対象年齢については議論があるところである。「子ども・若者ケアラー」18歳未満(子ども)と30代半ば(若者)を含めた、考え方もあるが、本研究は、ヤングケアラー(18歳未満の子ども)を対象とする。

教育と福祉の結節点におけるスクールソーシャルワーカーの語りから、ヤングケアラーに対する支援の現状と実践に関しての課題を明らかにし、教育現場におけるソーシャルワーク実践のあり方に関する考察を深めることを目的にする。

## 2 ヤングケアラーの実態

過去の教員調査の結果から、教員が「欠席」や「遅刻」や「学力が振るわない」「宿題をしてこない」と認識しているというデータが示すように、ヤングケアラーたちの学校生活に何らかの影響を及ぼしていることがうかがえる。ことに、病気や障害を持つ親をケアすることで、その子どもの学習や社会活動・経験等の機会が減るだけでなく、将来に対しても希望を失い、進路変更を余儀なくされるなど、なんらかの影響が出ているのではないかと懸念する。このような生活の中で精神的な負担や子どもなりの成長や発達といった面でも、影響がおよぶ可能性もあるだろう。

また、子ども自身には「育つ権利」や「教育を受ける

権利」など権利があるなかで、もしこのような状態で、権利侵害が起きているとすれば、守られるようにしなくてはならない。調査のなかではひとり親家庭の割合が多いこともわかっており貧困問題に直結してしまうのではないかと思われる。

若年認知症の親を持つ子どもにとっては、親も年齢が若く、しかも子ども学齢期である可能性もあるため、高齢者の介護保険の制度とは違い、サービスが限定的になれば、家族の負担がさらに大きくなることも予測される。

また愛知県では外国ルーツの家庭も多く、多文化社会におけるケアの担い手である子どもたちの実態も深刻である。

## 3 研究の方法と意義

本研究が子どもの教育の機会の保障をはじめとして、生活の保障、子ども期の保障など、子どもの将来の選択肢を狭めない支援、すなわち、子どもの権利保障を基盤とした支援を実践するスクールソーシャルワークのモデルを示すことの一助になるものと考えられる。

スクールソーシャルワーカーという多職種連携を得意とする専門職からの視点に特化していくには、まだまだ手探り状態ではあるが、必ずや現場にいかすことができると考えている。国の動向が省庁横断的な組織—福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの会議開催および調査のまとめは、まさに折しも国としての方向性が「連携」という切り口でもスタートが切られた。自治体内で福祉・介護・医療・教育の連携をし、ニーズにあった、よりよい支援の形ができていくことを期待する。

研究方法としては、スクールソーシャルワーカーの半

構造化インタビュー調査を実施する。対象は県内の自治体配置のスクールソーシャルワーカーで社会福祉士または精神保健福祉士の資格保有者の10名である。

#### 4 研究の結果・課題

(スクールソーシャルワーカーを以下はSSWとする)

インタビュー調査の結果、5つのカテゴリーが抽出できた。①「早期発見・把握の困難」については、たくさんの児童生徒を預かる学校側のヤングケアラーに対する把握は容易ではないが、学校でこそ発見できる、なにげない子どもの様子、つまり信頼関係がある担任をはじめとして教員が把握できる機会は少なくないだろう。また「手伝い」と子どもが抱える「過度な負担」との議論はあるが、ヤングケアラーの特徴として家事やきょうだいの見守りは多く、大人が担うような負担が多いレベルであれば、ヤングケアラーとしての支援が急務である。

②の「ヤングケアラーの声のあげづらさ」については、なぜ声があげられないかの理由が「今の生活が普通の生活」と思い込んでいたり、自分の思いより家族を優先したり、頼れる身内がないなどの生活基盤のゆらぎがある。生活困窮の問題も影を落とす。

③の「支援」については①②であらわした困難な状況をさまざまな社会機能がみつけないかなくてはならない。アウトリーチについても、学校はもちろん、さまざまな社会資源、ことに相談窓口など、社会の中から根気よく発見する工夫があるであろう。子どもが家庭の次に、長い時間を過ごす学校は安全で安心な居場所である。セーフティネットとしても機能する最適な場所のひとつである。

④は「SSWの視点」として安心で機能できる場としてのSSWはソーシャルワークを学んだものである。アドボケーターとして、つなぎ役(仲介者)として、子どもを取り巻く環境(学校や家庭、社会)に働きかけていく職種である。権利の侵害や権利の保障についてもさらに注視していかなければならない。

最後に⑤の「課題」である、ヤングケアラーに対する

社会的認知度をあげていくことは、さまざまな対象の調査を通じて、あるいは自治体や要対協、介護の現場や学校など関係機関への聞き取りなどにより、少しずつ浸透してきたが、社会一般はどうかという点、それほど進んでいないと思われる。同じ役所の中でさえ温度差があり、連携が難しいとも聞く。また学校種が変わると連携が難しく、加えて法律的な問題や狭間問題も横たわる。予算の問題は厳しいが、有効な予算の配分・人材の登用なども必須である。SSWが今後の未然防止のためにも、さらなる力量をつけていくことはもちろんである。

①から⑤は常に循環する。と同時に、ミクロ(この場合はヤングケアラーとして困難を抱える子どものさまざまな課題)とメゾ(学校)・マクロ(社会)を意識し、活動を展開するなかで、SSWがどのように支援に関わっていけるかが少しずつ明らかになった。ヤングケアラーの支援はようやく始まったばかりである。LINEの相談やヤングケアラー専用相談窓口が児相の中に設けられるなど、日々情報が更新され、支援に向けての取り組みも始まる。下記はカテゴリーを表であらわしたものの。

カテゴリー	サブカテゴリー
① 早期発見・把握の困難	問題の所在のわかりにくさ 学校で発見するしにくみ
② ヤングケアラーの声のあげづらさ	相談のしにくさ 生活基盤
③ 支援	支援の難しさ 家族の支援 多職種連携の必要性 セーフティネットとしての学校 切れ目のない支援 アウトリーチしていく ソーシャルワークの実践
④ SSWの視点	伴走者として つなぎ役 居場所 SSWの役割 権利保障の番人 発信力
⑤ 課題	社会的認知度の向上 SSWの力量を上げる ヤングケアラーを委譲させない 未然防止 人権教育の必要性